

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 5 月 10 日 (金) 第 513 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2 件) (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定の取消し (雇用労政課取扱い) 3
- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定 (雇用労政課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 4

公 告

- 建設業法に基づく監督処分のお知らせ (監理課取扱い) 4
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (県立始良高等技術専門校取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正 (選挙管理委員会取扱い) 8

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 403 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市郡山岳町 2398 番 1 から 2398 番 4 まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
2398 番 3
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年5月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
奄美市住用町大字市字アラマタ1130番1から1130番3まで、1131番、1133番、1134番、1134番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第406号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和6年5月10日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	加治木温泉病院	始良市加治木町木田 4714番地	令和6年5月1日から 令和9年4月30日まで

鹿児島県告示第407号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
たけした矯正歯科	霧島市国分福島三丁目1460-3	令和 6 年 5 月 1 日	育成医療・更生医療
公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22	令和 6 年 5 月 1 日	更生医療

鹿児島県告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
フルーツ調剤薬局	南九州市川辺町平山5857番地1	令和 6 年 5 月 1 日	育成医療・更生医療
そうごう薬局薩摩川内店	薩摩川内市永利町2452-5	令和 6 年 5 月 1 日	育成医療・更生医療
新星薬局松島店	西之表市西之表7465番地5	令和 6 年 5 月 1 日	育成医療・更生医療
元気薬局	熊毛郡南種子町中之上1700番地157	令和 6 年 5 月 1 日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第409号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項の規定により、障害者就業・生活支援センターの指定を次のとおり取り消した。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

名称	住所	事務所の名称	事務所の所在地	取消年月日
社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町12405番地47	おおすみ障害者就業・生活支援センター	鹿屋市向江町29番2号	令和 6 年 3 月 31 日
社会福祉法人暁星会	熊毛郡中種子町野間6584番地1	くまげ障害者就業・生活支援センター	熊毛郡中種子町野間5181番地4	令和 6 年 3 月 31 日

鹿児島県告示第410号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

名称	住所	事務所の名称	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人百合砂	西之表市西之表6087番地	くまげ障害者就業・生活支援センター	熊毛郡中種子町野間5297番地15	令和 6 年 4 月 1 日
社会福祉法人白	肝属郡南大隅町	おおすみ障害者就業	鹿屋市向江町20番	令和 6 年

鳩会	根占川北2105番 地	・生活支援センター	18号	4月1日
----	----------------	-----------	-----	------

鹿児島県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）差合池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 6 年 5 月 13 日から同年 6 月 7 日まで
- 縦覧場所
中種子町役場農林水産課

鹿児島県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）横山地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 6 年 5 月 13 日から同年 6 月 7 日まで
- 縦覧場所
西之表市役所農林水産課

鹿児島県告示第413号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和 5 年 3 月 24 日鹿児島県告示第270号で告示した基本測量の実施は、令和 6 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

公 告

建設業法に基づく監督処分公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり処分をした。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		

令和 6 年 4 月 24 日	だるま商 会	鹿児島市川 上町 3942 番 地 1	寿山 和也	なし	営業の停止命令 1 停止を命ず る営業の範囲 解体工事業 の営業のうち、 民間工事に係 るもの 2 停止を命ず る期間 令和 6 年 5 月 11 日から同 月 13 日までの 3 日間	だるま商会は、民 間工事において、建 設業法第 3 条第 1 項 の許可を受けていな いにもかかわらず、 同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める 「軽微な建設工事」 の範囲を超えて、解 体工事業の請負契約 を締結した。 このことは、建設 業法第 28 条第 2 項第 2 号に該当する。
--------------------	-----------	---------------------------	-------	----	---	--

注 1 「解体工事業の営業」とは、注文者から解体工事を請け負う営業をいう。

2 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
指宿市東方字田口田 10836 番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市西千石町 1 番 21 号
鹿児島トヨペット株式会社
代表取締役 川邊安生

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年 5 月 10 日

鹿児島県立始良高等技術専門校長 新原浩之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
情報処理科職業訓練用機器の賃貸借 一式
 - (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和 6 年 8 月 19 日
 - (4) 納入場所
鹿児島県立始良高等技術専門校
 - (5) 借入期間
令和 6 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで
なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和6年5月31日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供できることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年5月10日から同年5月24日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立始良高等技術専門校総務課
始良市西餅田1120番地 郵便番号 899-5431

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

- (4) 入札書の提出期限
令和 6 年 6 月 19 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和 6 年 6 月 20 日午後 2 時
イ 場所 鹿児島県立始良高等技術専門校会議室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県立始良高等技術専門校総務課
 始良市西餅田1120番地 郵便番号 899-5431
 電話番号 0995-65-2247
 ファックス番号 0995-65-5409

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
 Computer system for technical training of Information Processing Course:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
 19 August 2024
- (3) DELIVERY PLACE:
 Kagoshima Prefectural Aira Technical Training School
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
 5:00 p.m.19 June 2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
 Kagoshima Prefectural Aira Technical Training School
 1120 Nishimotida,Aira City,Kagoshima Prefecture 899-5431 Japan
 TEL 0995-65-2247
 FAX 0995-65-5409

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として市町村選挙管理委員会から施設の指定及び変更の報告があったので、令和5年1月31日鹿児島県選挙管理委員会告示第4号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年5月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

表指宿市の項中

ふれあいプラザなのはな館体育館	指宿市東方9300番地1	500		を
-----------------	--------------	-----	--	---

ふれあいプラザなのはな館体育館	指宿市東方9300番地1	500		に改め、
山川庁舎大ホール	指宿市山川新生町35番地	600		

同表徳之島町の項中

徳之島町生涯学習センター	徳之島町亀津2918番地	300	徳之島町長	を
徳之島町文化会館	徳之島町亀津7673番地	600	実島一仁	

徳之島町生涯学習センター	徳之島町亀津2918番地	300	徳之島町教育委員会社会教育課長	に改め
徳之島町文化会館	徳之島町亀津7673番地	600	楽しむ人の館	

る。